



緑の少年団 育樹を通じて自然を学ぶ

特別ゲストに
平野歩夢選手が登場！

5月9日、グリーンパーク
あらかわ総合運動公園を会場
に「第13回育樹を通じ、自然
を学ぶ日」が開催され、緑の
少年団の団員23人が参加しま
した。主催は、岩船・村上緑

化推進連絡会議と特色のある
緑の公園を造る会（ともに佐
藤巧会長）
団員たちは、公園内に植え
られている木の周りの草刈り
や、移植ごてを使ってヤブツ



生涯学習 情報ステーション

広報せきかわ「お知らせ版」
とあわせてご覧ください

◆お問い合わせは村民会館へ
TEL 64-2134

▶垂水の里で花を手渡す団員
たち



バキなどの苗の植樹を体験。
須貝光槻くん（4年・高田）
は「穴を掘るのが大変だった。
来年も参加して、大きく育つ
たか見に来たい」と話してい
ました。
また、この日は午後からフ
ラワー作戦が行われ、グルー
プに分かれてベチュニアを植
えました。プランターに植え
えた花は、下関交番や村内福
祉施設などに配られました。
団員が「大事に育ててくださ
い」と手渡しすると「ありが
とう」と感謝の言葉をもらい、
団員たちは人を感動させる心
を感じていました。



図書室の窓から

村民会館図書室

6月1日から8月31日まで県立図書館の本200冊の配本が決まりました。ご利用ください。

この本よんで!!

「とおくがみえるねムーミンロール」
トーベ&ラルス・ヤンソン EY



はるになりました。ムーミンは、ながよ
しのスナフキンがムーミン谷へかえって
くるのをたのしみにしています。しかし、スナ
フキンはなかなかかえりません。ともだち
のトゥーティッキがスナフキンが帰ってき
たら遠くからわかるようにほうえんきよ
をかしてくれました。

今月の1冊

「人生を変える修造思考！」
松岡 修造 159 マ



僕は周りの人に、どうしたら一所懸命に
熱く生きることができるのか、と聞かれる
ことがよくあります。でも僕自身自分を熱
い人間だと思ったことはありません。た
だ一つだけみなさんに譲れるところは、ど
んなことでも人より何倍も楽しむことが
できます。修造さんの生き方がわかる一冊です。



今月の図書館バス

にじ色と、「汽車」のメロディーが目印です。
高田～沢～女川 方面 ……14(日)27(土)
大島～片貝～大石 方面 ……6(土)21(日)

20日(土)は おはなしのかい
毎月第3土曜日です

絵本の読み聞かせとプチ工作！

家族みんなでの参加も大歓迎！無料です！

参加してくれた子どもたちにはかわいいシールをプレゼント！

毎週水曜日がお休みです。平日は、13時～17時30分まで、土・日・祝は、9時～17時まで開館しています。

あなたに直撃 (145)



相馬拓也さん
(関川村役場 教育課・胎内市)

今年の4月から関川村の職員に採用された相馬拓也さんに話を聞きました。

－社会人となって今の気持ちは？

仕事に慣れるまで大変でしたが、色々な方に指導・支援していただいて、今は少し余裕をもって仕事をできています。自分の仕事をしっかりこなしながら、教育課の一員として、子どもたちのためによりよい取組みを提案できるようにすることが今後の目標です。

－普段、心がけていることは？

健康的な食事と十分な睡眠を心がけています。特に、私は長時間眠らないと頭が働かないので、少なくとも7時間は眠るようにしています。そうできないこともよくありますが…。

－今、夢中になっていることはありますか？

珠算・暗算を続けています。毎日数分でも練習するようにして、十段取得と全国大会で入賞することを目指しています。一つのことを継続することで自信もつきますし、珠算を習っている子どもたちと交流することもよくあり、楽しくやっています。

－村民の皆さんにひと言お願いします。

村民の方の意見・考えをよく聞いて、それを尊重して仕事をしたいと思っています。そのために、私から、色々な集まりに足を運ぼうと考えていますので、どこかでお会いした時にはご挨拶させてください。よろしくお願ひします。



関川村商工会

永年勤続優良従業員表彰

5月14日、第55回関川村商工会通常総会が開催され、永年勤続優良従業員の表彰が行われました。
(※敬称略)

－勤続30年以上－

▷佐藤 幸一【荒川水力電気(株)関川事業所・30年】

－勤続10年以上15年未満－

▷近藤 則雄【下越生コン建設(株)・10年】

▷本間 雅和【下越生コン建設(株)・10年】

－勤続5年以上10年未満－

▷佐藤 政利【(株)ヤマサ商事・5年】

▷本間 誠【下越生コン建設(株)・5年】

▷阿部 美幸【下越生コン建設(株)・5年】

守ろう!電波のルール



公共の電波を正しく使用するために、電波法というルールがあります。しかし、ルールを守らない「不法無線局」から発射される不法な電波によるテレビ・ラジオの受信障害や消防・救急や航空など重要な無線通信への混信・妨害は後を絶ちません。

また、インターネット取引などにより日本では使用できない外国規格の違法な無線機器(技適マーク  が付いていないトランシーバーなど)が流通しています。これらは比較的容易に入手できるため、法令違反の認識がないまま使用し、混信妨害の原因者となるケースが増えています。

私たちの財産である電波の良好な利用環境を守るため「不法無線局」をなくし、電波を正しく使いましょう。

電波に関することは、信越総合通信局までお気軽にご相談ください。(無料)

無線設備への混信・妨害及び違法な無線設備の情報に関すること

監視調査課 (TEL 026-234-9976)

テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関すること

受信障害対策官 (TEL 026-234-9991)

その他、情報通信の行政相談に関すること

総合通信相談所 (TEL 026-234-9961)

【ホームページ】

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>